

笠間市公告第 3 9 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を変更するので、同条第 7 項の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 2 8 日

笠間市長 山口 伸樹

1 縦覧について

（1）縦覧期間及び縦覧時間

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）から令和 8 年 9 月 1 0 日（木）まで
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土日祝日を除く。）

（2）縦覧場所

笠間市役所産業経済部農政課 笠間市中央三丁目 2 番 1 号

2 意見書の提出について

（1）提出先

笠間市役所産業経済部農政課

（2）提出方法

意見書には、意見を提出する地域計画（案）の地区名、個人の場合は氏名及び住所、法人の場合は、法人名、代表者名及び法人の住所を記載し、書面により提出する。